平成 28 年度 下関市包括外部監査結果報告書 「子ども・子育て支援事業に係る事務の執行について」 (概要版)

平成 29 年 3 月

下関市包括外部監査人

公認会計士 三浦 勝

目次

第1章	外部監査の概要	1
I 夕	ト部監査の概要	1
1 2	外部監査の種類	1
2 j	選定した特定の事件	1
II È	上な監査手続及び監査の範囲	3
1 5	監査の主な要点	3
2 =	主な監査手続	3
3 5	監査結果の記載	3
第2章	下関市の人口変動状況	4
ΙŢ	下関市における人口推移と将来推計	4
II 7	下関市の子ども・子育てに関する計画	4
1 "	For Kids"プラン 2015 の基本理念、基本目標	4
第3章	監査の結果及び意見	6
ΙĀ	子どもの成長を支える環境づくり	6
1 克	就学前の教育・保育の総合的な提供	6
II 🦻	ナベての子育て家庭を支える環境づくり	9
1 -	子育て家庭への支援	9
2 0	ひとり親家庭への支援	.14
3 1	健やかに育つ環境づくり	.15
III 7	なんなが育つ環境づくり	.17
1 -	子どもと家庭が地域で学び・育つ環境づくり	.17
IV ¬	子育てと仕事の両立を応援する環境づくり	.18
1 1	保育サービス等の充実	.18
V 多	安心して生活できる環境づくり	.20
1 -	子どもと子育て家庭に配慮したまちづくり	.20
VI 3	この他	.22
1 3	こども未来部こども育成課	.22
2 \$	教育部学校支援課	.24
3 7	都市整備部公園緑地課	.30

報告書の数値は、原則として千円単位(切捨て)で表記を行っている。また、小数点については、原則として 小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表記している。

第1章 外部監査の概要

I 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項、第2項及び第4項の規定に基づく包括外部監査

- 2選定した特定の事件
 - (1) 監査する事件(監査テーマ)

「子ども・子育て支援事業に係る事務の執行について」

(2) 監査する事件(監査テーマ)として選定した理由

市が公表する「人口 年齢(3区分)別」によれば、市の人口は昭和 55 年をピークに減少に転じており、年少人口(0歳から 14 歳)は継続的に減少、老年人口(65 歳以上)の増加が進んでいる状況である。

このような状況下、市政運営においては限られた財源を何に配分するか、優先度と必要度によって選択する効率的な視点が必要になっている。平成27年度の市長施政方針では、率先して取り組まなければならない課題として「少子高齢化が進み、人口が減少する中でも活力を失わないまちづくり」を掲げ、また、平成27年度からの10年間を計画期間とする第2次下関市総合計画の重点取り組み方針として「都市の魅力向上」と「暮らしやすさ向上」の2つの目標を掲げ、「人口減少対策」に横断的に対応するとされている。その中で「みんながともに学び、ともに楽しむ、人を育てるまち」を個別の施策として掲げて、将来を担う子どもから大人まで、すべての市民が個性と能力を発揮できる環境づくりに取り組むことを表明されている。第2次下関市総合計画市民アンケートにおいても、将来伸ばすべき下関市のイメージとして「子育てがしやすい都市」が上位に位置し、この点からも、子育ての充実は、市民の生活に密接に係わっているため、市民の関心が非常に高い分野であると言える。市は平成26年4月に「こども未来部」を設置、平成27年3月に「"For Kids"プラン2015(下関市子ども・子育て支援事業計画下関市次世代育成支援行動計画)」を策定し、子ども・子育てのための取組を総合的に推進することとしている。

したがって、市の厳しい財政状況の中、市が実施する子ども・子育て支援事業が効果的・効率的になされているか否かについて市民の関心も高いものと考えることから、子ども・子育て支援事業に係る事務の執行について、法令等に対する合規性及び経済性、効率性、有効性の観点から総合的に検討することは十分な意義があると判断し、特定の事件として選定した。

(3) 監査対象部局

- こども未来部こども育成課
- こども未来部こども家庭課
- こども未来部こども保健課
- 教育部学校教育課
- 教育部教育研修課(平成 28 年度より教育部学校教育課より独立)
- 教育部学校支援課
- 教育部生涯学習課
- 都市整備部公園緑地課

(4) 外部監査の対象年度

平成 27 年度

ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

II 主な監査手続及び監査の範囲

1 監査の主な要点

- (1) 子ども・子育て支援に関する施策に係る事務の執行の合規性
 - 子ども・子育て支援に関する施策に係る事務について、市の規則等が関係法令 及び条例に準拠しているか。
 - 子ども・子育て支援に関する施策に係る事務が関係法令、条例、規則等に準拠 して適切に実施されているか。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策に係る事務の経済性・効率性・有効性
- 子ども・子育て支援に関する施策に係る事務が、経済性、効率性及び有効性の 観点から、合理的かつ適切に行われているか。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策に係る事務の公平性
 - 子ども・子育て支援に関する施策に係る事務が、公平性の観点から、合理的か つ適切に行われているか。

2 主な監査手続

- (1) 関連書類一式を閲覧し、合規性の検証のための関連規則等との照合を実施した。
- (2) 経済性・効率性等の検証のために、どのような事務処理や業務改善等がなされているかについて、担当部署に対してヒアリング及び関連書類の調査・分析等を行った。
- (3) 必要と考えた施設等の現場視察を行った。

なお、監査対象は主として平成27年度決算額において、市の支出が1,000千円以上の委託事業、補助事業及び扶助事業である。ただし、必要に応じて、市以外の財源を含むもの、また市の支出が1,000千円未満のものに関しても確認している。

3 監査結果の記載

監査の結果に関しては、「指摘事項」及び「意見」に区分して記載している。本報告書において、両者は以下のように定義している。

- 指摘事項 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に定められている「監査の結果に関する報告」であり、法令又は規則等に照らして改善を要する必要があると判断したもの。
- 意 見 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に定められている「監査の結果に添えて 提出する意見」であり、将来のために改善・改良していくことが望ましい と判断したもの。

第2章 下関市の人口変動状況

I 下関市における人口推移と将来推計

市の年齢3区分別の人口の推移を見ると、年少人口(15 歳未満)は昭和30年の105千人をピークに減少を続け、平成22年には33千人となっており、また、生産年齢人口(15 歳以上65歳未満)は昭和55年の217千人をピークに減少を続け、平成22年には165千人となっている。一方、老年人口(65歳以上)は毎年増加の一途をたどっており、平成22年には80千人となっている。

また、市における出生数は、ベビーブーム期の一時的な増加を除き減少傾向が続いている。 市が、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠して試算した市の将来人口は、平成 52 年に 200 千人を下回り、平成 72 年には 150 千人を下回る 144 千人まで減少する見通しとなっ ている。年齢3区分別推計では、年少人口は 13 千人、生産年齢人口は 72 千人まで減少する 見通しとなっている。老年人口は、平成 32 年まで増加し 90 千人に達するが、平成 37 年以降 減少に転じ、平成 72 年には 60 千人まで減少する見通しとなっている。

Ⅱ 下関市の子ども・子育てに関する計画

日本政府は、平成元年の合計特殊出生率が 1.57 となったことを契機に出生率の低下と、子どもの数が減少傾向にあることを問題として認識し、仕事と子育ての両立支援など、子どもを産み育てやすい環境づくりに向けての対策に取り組んでいる。

市では、平成22年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく「下関市次世代育成支援行動計画 "For Kids"プラン2010」を策定し、子どもの利益が最大限尊重され、子どもの成長を通じて親や地域のみんながともに成長することを目指し、子どもの成長、子育てへの支援に関する様々な施策に取り組んでいる。また、平成24年8月の「子ども・子育て関連3法」の制定、平成27年度の「子ども・子育て支援新制度」施行により、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や待機児童の解消、地域で子ども・子育て支援の充実を図ることが求められていることから、「"For Kids"プラン2015(下関市子ども・子育て支援事業計画下関市次世代育成支援行動計画)」を策定し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本に、子どもの視点に立ち、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保など、子ども・子育て支援のための取組を総合的に推進している。

1 "For Kids"プラン 2015 の基本理念、基本目標

少子化の急速な進行、家族形態の変化、地域のつながりの希薄化、情報化の進展など、 子育てや子どもを取り巻く社会の環境は大きく変化し、多くの子育て家庭が子育ての孤立感 や負担感を感じていること、家庭や地域の養育力が低下していること、子ども・子育て支援が 質・量ともに不足していることなどが問題となっている。

市は、すべての子どもたちの最善の利益が実現されることを基本とし、親や地域のみんなが

子どもの成長を通して喜びを感じる中で、ともに学び、成長することにより、次代の下関市を担 う子どもたちの健やかな成長を支えるまちを目指し、以下の5つの基本目標を設定し、これら に基づいて施策を推進している。

- 子どもの成長を支える環境づくり
- すべての子育て家庭を支える環境づくり
- みんなが育つ環境づくり
- 子育てと仕事の両立を応援する環境づくり
- 安心して生活できる環境づくり

第3章 監査の結果及び意見

I 子どもの成長を支える環境づくり

市は、乳幼児期の重要性や特性を踏まえた上で多様化する保育需要に対応し、親の就労や経済状況、子どもの発達の違いなどにかかわらず、それぞれに適した就学前教育・保育が提供できるよう、量の拡充とともに、認定こども園の普及や施設の改善、保育園、幼稚園、小学校の連携強化など質的向上を図り、また、障害などのある子どもへ適切な援助、訓練ができるよう受入枠の拡大と内容の充実を図ることを目標としている。

施策目標は以下の2点を設定している。

- 就学前の教育・保育の総合的な提供
- 障害がある子どもへの適切な支援
- 1 就学前の教育・保育の総合的な提供
 - (1) 教育・保育の充実
 - ① 就学前教育・保育環境の充実
 - (ア) 保育環境適正化推進事業(こども未来部こども育成課)

当事業は、市立保育園、幼稚園、認定こども園の連携を図るとともに、子どもたちに必要な保育環境の適正化の検討を行うものであり、子ども・子育て施設運営事業と子ども・子育て施設耐震事業とに区分され実施されている。

- a. 子ども・子育て施設運営事業
 - ごみ収集運搬業務(山陽・勝山)

【監査結果】一意見一

契約業者の選定方法について

市は、ごみ収集運搬業務について、指名競争入札により業者と契約を行っている。 指名競争入札とした理由として、「この業務は許可業者でないとできないこと」を挙げ、

その性質が一般競争入札に適さないとしている。しかし、同様に許可を必要とする産業 廃棄物処理業務については、条件付き一般競争入札により契約業者を選定しており、 「許可業者でないと行うことができない業務である」ということのみでは、指名競争入札と する理由として不十分と考えられる。

一般廃棄物の処理については、平成26年10月8日付け環廃対発第1410081号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について(通知)」で明らかなように、市に統括的責任があることから、一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、市は業の許可の適正な運用を行うとともに、市が排出する一般廃

乗物の収集運搬業務の委託について、「下関市一般廃棄物(ごみ)収集・運搬業務共同 企業体取扱要綱」を定め、これに基づき、業の許可を得ている複数の事業者の間で結成 された共同企業体により一般廃棄物の収集運搬業務委託を行うこととしている。

したがって、これらの趣旨を踏まえると、指名競争入札とした理由として、「この業務は許可業者でないとできず、一般競争入札に適さないため」のみでは不十分であり、地方自治法施行令第167条第1号に基づき、個別具体的に記載すべきと考えられる。

● 保育園及びこども園環境管理・保全・補助業務

【監査結果】一意見一

契約業者の選定方法について

市は、保育園及びこども園環境管理・保全・補助業務について、随意契約により業者と契約を行っている。

随意契約とした理由として、「即座に多数の園に多数の人員を配置する業務に着手しなくてはならないこと」、「即座に多数の雇用者を確保できること」、「業務上知りえた秘密の保持が求められること」、「第三者に与えた損害に対する補償が発生する可能性があること」を挙げ、その性質が競争入札に適さないとしている。確かに、当該業務は保育園又はこども園で実施されるもので、業務上知りえた秘密が流出したことにより、そこに通う子どもたちが何らかの被害に遭うということも考えられ、契約の相手先の選定については慎重な検討、判断が求められる。しかし、雇用者の確保などの条件を満たし、過去の実績等から、秘密の保持等も含め業務の実施に関して十分な信頼性を持つと判断できる業者が、契約相手先以外に下関市内にあるのであれば、少なくとも指名競争入札とすることも可能であったと考えられる。

そのため、当該業務について、少なくとも指名競争入札とできる可能性がないかどうか の検討も含め、随意契約とすることの妥当性について再考することが望ましいと考える。

● 各機械警備業務

【監査結果】一意見一

契約業者の選定方法について

市は、市立の各保育園等の機械警備業務委託として、「下関市立双葉保育園、下関市立黒井保育園機械警備業務委託(以下、「双葉保育園等業務委託」という)」、「豊田西保育園・西市こども園・豊田下こども園機械警備業務委託(以下、「豊田西保育園等業務委託」という)」、及び「豊浦地区幼保一体化施設機械警備業務委託(以下、「豊浦地区業務委託」という)」の3つの委託契約を締結している。そのうち、「双葉保育園等業務委託」及び「豊田西保育園等業務委託」については、指名競争入札による契約業者選定を行っているが、「豊浦地区業務委託」については、条件付き一般競争入札により契約業者を選定している。

「双葉保育園等業務委託」及び「豊田西保育園等業務委託」で指名競争入札を採用した理由として、警備に関する専門的知識並びに安定した組織運営が必要で、専門業者でなければ業務を行えないことを挙げているものの、上記の3つの契約については、契約内容も概ね同一のものであり、「双葉保育園等業務委託」及び「豊田西保育園等業務委託」について指名競争入札とすべき特別な要因は見当たらない。

指名競争入札は、指名業者の選定に当たり、発注者の恣意性が介入するおそれがあることなどから、可能な限り一般競争入札とする必要があり、指名競争入札とすべきかどうか再考する必要があると考えられる。

II すべての子育て家庭を支える環境づくり

共働きをしている家庭、共働きをしていない家庭、ひとり親家庭、障害がある子どもを養育している家庭など、すべての家庭の子育てを支えること、あらゆる状況にあるすべての子どもの成長を支援することが必要であり、また、家庭の養育機能の低下や子育て家庭の孤立化などが問題となっていることから、地域全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることが重要である。

そのため、地域における子育てに関する様々な支援の充実を図るとともに、相談・情報提供体制の充実を図り、すべての子育て家庭が身近に感じることができる、地域一体となった子育て支援体制づくりを推進している。

施策目標は以下の5点を設定している。

- 子育て家庭への支援
- 地域で子育てを支える環境づくり
- 子どもの権利を守るための環境づくり
- ひとり親家庭への支援
- 健やかに育つ環境づくり

1子育て家庭への支援

- (1) すべての子育て家庭への保育サービスの充実
- ① 多様な保育サービスの充実

(ア) 一時預かり事業(こども未来部こども育成課)

当事業は保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において児童を一時的に 預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上 を図ることを目的として、国や県の補助を受けて行われている事業である。

【監査結果】一意見一

利用者負担について

市では、一時預かりの利用日及び利用時間数に応じて利用料を定めている。市と同様に中核市に該当し、保育所やこども園の利用児童数が近似している他市(図表 3-II-1-1 中核市 利用児童数 参照)や山口県内の他市の中には、以下のように利用日や利用時間数以外の項目を利用料算定の基準としている市もある。

- 年齢区分に応じて利用料を設定している。(岐阜市、柏市、高槻市)
- 1時間当たりの利用料を設定している。(高槻市)
- 1日当たりの利用料の他、別途延長保育料を設定している。(豊中市)
- 生活保護法による被保護世帯等に該当する場合は利用料が免除又は減額とな
- る。(岐阜市、山口市、光市)

現在、市の要綱では、1時間当たりの利用料設定や、生活保護法による被保護世帯等に該当する場合の利用料の免除等は定められていないが、保護者にとって、より利用しやすい事業となるために、利用者負担について継続的に検討を行うことが望ましいと考える。

図表3-II-1-1 中核市 利用児童数

中核市	保育所等数(箇所)	定員(人)	利用児童数(人)
下関市	57	5,576	5,095
旭川市	60	4,726	5,039
秋田市	64	5,916	5,410
柏市	57	5,765	5,541
高槻市	50	5,240	5,618
豊中市	67	5,409	5,592
奈良市	50	6,315	5,570

(出所:厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ(平成27年4月1日)」)

② 民間保育サービスの育成

(ア) 私立保育所運営費補助事業(こども未来部こども育成課)

当事業は、「児童福祉法」第39条第1項に規定する保育所及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第2条第6項に規定する認定こども園を運営する私立施設において、入所児童の処遇の向上及び施設運営の健全化を図るために、私立施設がこの目的のために行う事業に要する経費について補助金を交付するものであり、私立保育所運営費等補助事業の一部として実施されている。

【監査結果】一意見一

補助金の対象について

「下関市私立保育施設運営費補助金交付要綱」において、補助対象は入所児童の処遇の向上及び施設運営の健全化を図るために行う事業に要する経費とされており、その具体的な内容については特段の定めはない。また、補助金交付申請書に添付される収支予算書では、事業に要する経費として人件費などの項目が記載されているのみであり、当該経費が補助事業に要する経費として適当であるのかどうかの判断が難しい。

補助金の交付決定においては、申請内容を審査する必要があり、その判断の公平性、 公正性を担保するためには、補助金交付要綱において補助対象となる範囲を明確化す べきであったと考える。

なお、当該事業は平成27年度をもって廃止されている。

(2) 放課後児童クラブの充実

① 放課後児童クラブの充実

(ア) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)(こども未来部こども家庭課)

当事業は児童福祉法第6条の3第2項に定められた事業であり、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業である。

【監査結果】一意見一

放課後児童クラブの開所時間について

市は、平成25年9月に放課後児童クラブについてのアンケートを実施し、その結果及び厚生労働省が示す「放課後児童クラブガイドライン」に基づき、対象年次の引き上げや 土曜日並びに長期休暇中の開所時間を延長し、対応を進めている。

【開所時間】(出所:児童募集ホームページ)

平日(月曜から金曜日) 授業終了時~午後6時30分

土曜日 午前8時~午後6時

市立小学校の休業日(長期休業期間等) 午前8時~午後6時30分

(土曜日は午後6時まで)

保育所やこども園の利用児童数が近似している他市(図表 3-II-1-1 中核市 利用児童数 参照)や山口県内の他市の開所時間は以下のとおりである。

中核市等	平日	長期休暇中
旭川市	下校時~午後6時30分	午前8時~午後6時30分
秋田市	正午~午後 10 時(注1)	(注2)
柏市	午後1時30分~午後7時	午前8時~午後7時
高槻市	午後1時30分~午後6時(注3)	午前8時30分~午後7時
豊中市	放課後~午後7時	午前8時30分~午後7時
奈良市	放課後~午後5時(注4)	午前8時~午後5時(注4)
岩国市	放課後~午後6時30分	午前8時~午後6時30分
宇部市	下校時~午後7時(注1)	(注2)
下松市	放課後~午後7時(注1)	午前8時~午後7時(注1)
山陽小野田市	放課後~午後5時(注5)	午前8時30分~午後5時(注5)
周南市	放課後~午後6時(注4)	午前8時~午後6時(注4)
萩市	放課後~午後6時30分	午前8時~午後6時30分

光市	放課後~午後7時	午前8時~午後7時
防府市	下校時~午後6時	午前8時~午後6時

(注1)各施設により開所時間が異なるため、開始時間については各施設のうち最も早い時間を記載し、終了時間については各施設のうち最も遅い時間を記載している。

- (注2)市のホームページ上に開所時間の掲示がないため、記載を省略している。
- (注3)平日のみ午後7時まで延長可能
- (注4)午後7時まで延長可能
- (注5)特に市長が認める者は午後6時まで延長可能

山陽小野田市や防府市と比べると、市の開所時間は長く設定されている。また、岩国市や宇部市とは同水準であり、一定の水準が確保されていると言える。

一方、秋田市や柏市、豊中市等においては、開所時間が市よりも長く設定されており、 また、秋田市や宇部市では施設ごとに開所時間を設定するなど、利用状況やニーズに 柔軟に対応していると考えられる。

保護者にとって、より利用しやすい事業とするために、アンケート等により利用者のニーズを随時把握するとともに、他市の状況も参考にしながら、各施設の開所時間について継続的に検討を行うことが望ましいと考える。

(3) 経済的負担の軽減

① 就園・就学費の負担軽減

(ア) 就学援助費支給業務(教育部学校教育課)

市は、就学援助制度(小学校、中学校)として、「下関市小・中学校児童生徒就学援助費交付要綱」を定め、経済的理由により就学が困難と認められる者に対して援助費を支給している。

【監査結果】一意見一

就学援助(給食費)の実施報告の効率化について

小学校及び中学校から「就学援助(給食費)実施報告書」の作成、提出を市は受け、それをもとに電卓により、給食回数に単価を乗じ金額を算定しているが、表計算ソフトなどを利用し、算定を自動計算にすることにより業務の効率化が図られると考えられるため、継続的な検討が望まれる。

② 養育に要する費用の負担軽減

(ア) 児童手当給付(こども未来部こども家庭課)

児童手当は、子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭等における生活

の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的と している。

【監査結果】-意見-

児童手当給付申請(認定請求)方法について

市は、児童手当給付申請及び現況届の申請は窓口で行うことを市のホームページ上で広報している。郵送による申請についても受付けてはいるが、積極的な勧奨は行っていない。これは、窓口にて書類の審査を実施する必要があり、審査により記載内容に変更が生じる可能性や、誤りが判明する可能性が多いためであり、また、児童手当給付申請については、出生届等の他の手続と同時に実施するため、郵送などによる手続を勧奨する必要はないとのことである。

近年共稼ぎ世帯が増加している中で、手続を行うため市役所の窓口まで来ることは、 市民にとって負担になると考えられる。また、宇部市においては現況届、金融機関変更 届、氏名住所変更届については電子申請サービスでの申請が可能となっている。

記載内容や情報に誤りが多く発生する箇所については、記載例等をホームページに 掲載するなどの方法で、申請書の不備発生リスクを軽減することが可能であり、郵送や電 子申請等による申請が可能となることで窓口混雑も緩和されることになる。

そのため、窓口での申請以外の方法についてもホームページで周知し利便性を高めることを検討していくことが望ましい。

(イ) 児童扶養手当給付(こども未来部こども家庭課)

児童扶養手当は、両親又は父親もしくは母親のどちらかがいない(父又は母が重度障害者の場合も含む)児童が育成される家庭等の生活の安定や自立の促進、児童の健やかな成長のために手当を支給する制度で、児童扶養手当を支給することで児童の福祉の増進を図ることを目的としている。

【監査結果】-意見-

過払金の回収方法について

市では、過払金の回収を促進するため分割納付による回収も認めているが、回収以上に発生が増加しているため収入未済額は増加の傾向にある。債権は滞納が長期化するにつれ回収が難しくなることから、収入未済額の回収方法について検討する必要がある。

2 ひとり親家庭への支援

- (1) ひとり親家庭の生活と自立支援
- ① 自立支援の充実
 - (ア) ひとり親家庭等医療費の助成(こども未来部こども家庭課)

ひとり親家庭等医療費の助成事業はひとり親家庭(母子・父子)等の児童の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の児童の健やかな成長と子育てを行う保護者に対し経済的な支援を充実させることを目的としている。

【監査結果】-意見-

過払金の回収方法について

市では、過払金の回収を促進するため分割納付による回収も認めているが、回収以上に発生が増加しているため収入未済額は増加の傾向にある。債権の滞納は長期化するにつれ回収が難しくなることから、督促状の郵送後に速やかに納付がなされていない場合には、戸別訪問などを行い、可及的速やかに回収することが望ましく、収入未済額の回収方法について検討する必要がある。

(イ) 母子父子寡婦福祉資金の貸付(こども未来部こども家庭課)

母子父子寡婦福祉資金貸付金は、ひとり親家庭の父母等が、就労や児童の就学など で資金が必要となったときに、都道府県、指定都市又は中核市から貸付けを受けられる 資金で、ひとり親家庭の父母の経済的自立を支援するとともに生活意欲を促進し、その 扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。

【監査結果】-意見-

債権管理、滞納整理方法について

市では収入未済額の回収を促進するため分割納付による回収も認めており、収入未済額は減少の傾向にはあるが、平成27年度末時点で84,497千円と多額である。債権は滞納が長期化するにつれ回収が難しくなることから、督促状の郵送後、速やかに納付がなされていない場合には、電話による督促や戸別訪問など行い、可及的速やかに回収することが望ましい。

母子父子寡婦福祉資金貸付は、ひとり親家庭の父母の経済的自立を支援するとともに生活意欲を促進し、その扶養している児童の福祉を増進することを目的としたものであるため、債権の回収には一定の配慮が必要であると考えるが、当該事業は貸付という方法で行っているため、債権の回収を適正に図らなければならない側面もある。

このことから、本人又は家族の病気や障害など、返済が困難となるやむを得ない事情がある場合には、償還の猶予や免除等の検討を行い、一方、返済可能な状態にありなが

ら返済しない場合、返済する努力をしようとしない場合などで、長期間に亘り返済が滞っている債権回収の外部委託等を行うなど、債務者の実情に合わせた債権管理、滞納整理方法について、市として検討する必要がある。

なお、平成26年度包括外部監査においても回収状況に関する意見があり、市においても対策を進めている。現在、母子父子寡婦福祉資金貸付業務も含めた児童福祉総合システムの構築を行っており、平成29年4月から稼動予定で、滞納者データの管理機能を高め、児童手当、児童扶養手当等の業務とも連携可能とする見込みである。

- (ウ) ひとり親家庭等に対する支援の充実(こども未来部こども家庭課・こども保健課)
 - a. 母子生活支援施設入所措置支援事業

当事業は、児童福祉法第 38 条の規定に基づく母子生活支援施設を設置し、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的としている。

【監査結果】-意見-

情報の開示について

市の子育てに関連するホームページでは、母子生活支援施設入所措置事業に関する情報の開示は確認できない。実施している制度の内容から積極的に情報を開示することはできないが、制度が存在することや、保護対象となる事象など、概略的事項についての記載は可能と考えられる。

実際、市民部人権・男女共同参画課では、ホームページに DV 被害に関連する情報を示しているため、子育てに関するホームページに同様の情報を掲載する又は、子育てに関連するホームページからもアクセスできるようにすることが必要であると考える。

3 健やかに育つ環境づくり

- (1) 食育の推進
- ① 食育の推進
 - (ア) 保育園、幼稚園、認定こども園における食育の推進(こども未来部こども育成課)

当事業は、保育園、幼稚園、認定こども園の給食等を通じ、子どもの「食べる力」を豊かに育む支援を行うとともに、保護者の子どもの栄養に関する正しい知識の普及を図ることを目的としている。

a. 下関市立保育所及びこども園給食調理業務

【監査結果】一意見一

1食当たり単価について

下関市立保育所及びこども園給食調理業務に関しては、複数の業者と委託契約を締結しており、契約の種類も随意契約、条件付公募型プロポーザル方式による随意契約、条件付き一般競争入札と複数の方法で行われている。

当該業務における各保育園又はこども園における給食提供数等は、以下のとおりである。

委託先	保育所又はこども園	提供日数	提供 給食数	契約額	1食当たり
. 1.1					
A 社	Aこども園・B 保育園	294	28,119	11,391 千円	405 円
(有)シースカイ	C 保育園・D こども園・	7.4	91 910	E 971 壬 Ⅲ	946 M
ツリー	E保育園	74	21,810	5,371 千円	246 円
	C保育園・Dこども園・	001	66 164	10 4€0 T.III	279 円
西日本フード	E保育園	221	66,164	18,468 千円	219円
サービス(株)	F保育園·G保育園	294	31,606	13,740 千円	435 円
	Jこども園・K 保育園	220	35,542	10,594 千円	298 円
E社	H 保育園•I 保育園	295	52,052	15,072 千円	290 円
ウオクニ(株)	L保育園·M保育園	295	24,975	13,729 千円	550 円
	N 保育園·O 保育園	294	49,998	16,277 千円	326 円

上表のとおり、1食当たりの単価は246円から550円と様々である。各保育園・こども園における園児の発達段階や健康状態、園児数や職員数による必要食数など、それぞれ条件が異なることから、各園によって1食当たりの単価に一定の幅が生じることは当然のことと認識されるが、各園で提供される給食の安全面、衛生面、栄養面等における質の公平性が担保されているかどうかについては継続的に検討することが望ましい。

III みんなが育つ環境づくり

市は、子どもの成長には、愛情があふれるあたたかい家庭とともに、様々なことを学ぶことができる地域の環境が重要であると考えており、また、親や家族、地域も子どもの成長に喜びを感じ、子どもとともに成長することが重要であると考えている。

そのため、次代の下関市を担う子どもたちが生きる力と豊かな心を育み、また、家庭を築き子どもを生み育てることの意義と喜びを理解することができるよう、教育環境の充実を図るとともに、 家庭・地域の子育て力を高めるための意識啓発や学習機会の充実を図っている。

施策目標は以下の2点を設定している。

- 子どもたち一人ひとりの生きる力の育成
- 子どもと家庭が地域で学び・育つ環境づくり
- 1 子どもと家庭が地域で学び・育つ環境づくり
 - (1) 子どもたちが健全に学び・育つ地域の環境づくり
 - ① 放課後や週末の子どもの居場所づくりの推進
 - (ア) 学校・家庭・地域の連携による教育支援活動(教育部生涯学習課)

当事業は、社会全体の教育力の向上を図ることを目的とし、地域の実情に応じて学校・家庭・地域の連携協力のための様々な取組みを有機的に組み合わせる支援を行い、地域住民等の参画による「ふるさと下関協育ネット」及び「放課後子供教室」を実施することにより、充実した教育支援活動を推進するものである。

a. 放課後子供教室運営委託

【監査結果】-意見-

収支精算書について

業務成果検査を行うに際し、市は委託先より収支精算書の提出を受けている。収支精算書は歳入及び歳出のそれぞれの合計額並びにその内訳を記載した書類であるが、歳入の合計額と歳出の合計額が一致していない収支精算書がある。収支精算書は歳入の合計額と歳出の合計額を一致させることによって、歳入及び歳出の内容を適切に把握するものであるため、業務成果検査を適切に行うためには、歳入の合計額と歳出の合計額を一致させるよう委託先への指導を行う必要があると考えられる。

IV 子育てと仕事の両立を応援する環境づくり

市は、男女ともに仕事と生活をバランスよく両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現を社会全体の運動として推進していく必要があり、働きながら子育てをする家庭を支援するため、多様な保育サービスの充実を図るとともに、子育て家庭に配慮した職場環境整備を促進するための事業所への働きかけ、ワーク・ライフ・バランスの意義や働き方の見直しについての個人、事業主、地域への周知を図っている。

施策目標は以下の2点を設定している。

- 保育サービス等の充実
- 仕事と生活の調和の実現
- 1保育サービス等の充実
 - (1) 多様な保育サービスの充実
 - ① 多様な保育サービスの充実(再掲)
 - (ア) 病児保育事業(こども未来部こども家庭課)

当事業は、児童が病気であり、集団保育の困難な期間、その児童に対し一時預かりを 行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に 寄与することを目的としている。

【監査結果】-意見-

病児・病後児保育方法のありかたについて

就労環境の変化により共稼ぎ世帯が増加し、また、核家族で構成されるため祖父、祖母に児童を預けることが難しい場合もあり、病児・病後児保育施設のニーズが年々高まっている。

市では、平成 31 年度までに新たに 1 箇所の病児・病後児保育施設を開設できるように、医療機関等に働きかけを行うことを「"For Kids"プラン 2015」において示している。

施設を新たに設け利用者の利便性を高めることも有用であるが、他の市が実施している事業として、ベビーシッター等の派遣を利用した保護者に対して利用料の一部を助成する「訪問型病児・病後児保育利用助成制度」(埼玉県川口市)、保育士または看護師の資格を有する保育者が病児・病後児童がいる家庭に訪問し保育を行う「訪問型病児保育モデル事業」(大阪市の一部地域)、及び賛助会員同士で援助活動を行う「こども緊急サポートネットワーク」(札幌市)などがあり、施設型以外の方法で病児・病後児保育を検討することも必要であると考える。

市では「ファミリーサポートセンター事業」が運用されており、登録している会員間で相 互援助が行なわれているが、病児保育は実施されていない。これは、病児保育には医療 や保育の専門的知識が必要となり、現行の会員はボランティア会員であり、医療や保育 の専門的知識を有していないことにある。

札幌市で実施されている「こども緊急サポートネットワーク」では、提供会員は登録後に 研修を受講する必要があるが、保育士資格などの条件はない。

対象となる病児・病後児の範囲は制限されると思われるが、就労している父母の緊急 サポート事業として機能することは有用であり、試験的に運用するなど、今後の病児・病 後児保育の方針を策定する上で検討することが望ましい。

V 安心して生活できる環境づくり

市は、子どもと子育て家庭が安心し、快適に生活できる環境を整備するため、子どもが快適な環境の中で生まれ育ち、のびのびと安全に活動できるよう、住居、遊び場を含めた地域の生活環境などの整備を進めるとともに、事故や犯罪から子どもを守る地域一体となった環境づくりを推進している。

施策目標は以下の2点を設定している。

- 子どもと子育て家庭に配慮したまちづくり
- 子どもが安心して生活できる環境づくり
- 1 子どもと子育て家庭に配慮したまちづくり
 - (1) 魅力ある遊び環境の整備
 - ① 公園整備の推進

(ア) 乃木浜総合公園の整備(都市整備部公園緑地課)

当事業は、山陽地区のスポーツ・レクリエーション需要に対応した中核的な総合公園を目指すため、運動施設の充実を図るとともに、市民の憩いの広場を提供することにより健康増進や地域コミュニティの形成に資するため、広場及び緑地の整備を行うものである。

a. H27 乃木浜総合公園 2 期整備工事(その5)

H27 乃木浜総合公園2期整備工事(その5)概要

契約名称	H27 乃木浜総合公園2期整備工事(その5)					
業務場所	下関市乃木油	兵一丁目				
契約期間	平成 27 年 1	2月15日から平成2	28 年3月 18 日	まで		
初约中容	グラウンド・コ	一卜柵工 一式				
契約内容	雨水排水設值	備工 一式				
契約相手先	E社					
契約の種類	条件付き一般	设競争入札(地方自治	台法施行令第	167 条の5の2)		
予定価格(千円)				47,251		
	A 社	(注)42,926 千円 (注)42,926 千円				
	A AL	90.8%	B社	90.8%		
入札金額	C 71	(注)42,926 千円	D 41.	42,980 千円		
(予定価格に	C 社	90.8%	D 社	91.0%		
対する割合)	E社	(注)42,926 千円	D. 실스	(注)42,926 千円		
		90.8%	F社	90.8%		
	G 社	(注)42,926 千円	H社	(注)42,926 千円		

			90.8%		90.8%
	1 74	42,9	936 千円	1 74	(注)42,926 千円
	I社		90.9%	J社	90.8%
	17 1 L	(注)42,9	926 千円		
	K社		90.8%		
平成 27 年	度契約額(千円)				42,926

(注) 入札額同額のため抽選により落札者決定

(出所:都市整備部公園緑地課提示資料)

【監査結果】-意見-

入札価格について

当該工事においては、大部分の事業者が同額で入札している状況であった。

当該工事は乃木浜総合公園の第3多目的グラウンド整備に係る防球ネットを設置する 単一工種工事である。積算に当たっては特殊工種であるため標準積算資料がなく、見 積による歩掛・単価を使用しているが、市の工事入札制度では、見積による歩掛・単価は 入札前に公表することとなっていること、また前述のとおり単一工種工事であり積算が複 雑でないことを鑑みると、結果的に同額での入札が重複することは十分想定されるもので ある。

しかし、結果として入札価格が同額の事業者のくじ引きによる落札となっており、積算能力の向上、技術力の向上等への意欲が後退する懸念もある。これに対し、市は平成27年度より予定価格の事後公表の実施による事業者の積算能力の向上を図っており、加えて平成28年度より価格と価格以外の要素(技術力等)を含めて、落札者を総合的に決定する総合評価方式も導入しており、事業者の技術力の向上も図っている。さらには、国土交通省が提供する電子入札システムも平成27年度より稼働しており、応札業者同士や職員との接触の削減による不正防止と、公告のWeb公開による公平性を確保していると考えられる。

引き続き、多様な入札制度を取り入れていくことで、適正な競争性の確保に取り組んでいくことが望まれる。

VI その他

1こども未来部こども育成課

(1) 一般管理業務(子ども・子育て施設)

こども未来部こども育成課では、保育所、幼稚園及び認定こども園の管理業務を行っている。

① 民間保育所保育料納付推進事業

【監査結果】一意見一

委託料の算出方法について

民間保育所保育料納付推進事業に係る委託料の月額は、委託契約書別表1において定められた方法により算出される(以下、委託契約書別表1より抜粋)。

1 委託料は、毎月算定するものとし、次の表の歩合額の単価に市が毎月指定し受託者が実際に行った収納件数を乗じて得た額に基本額を加算した額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

基本額	均等割	8,000 円
基 个領	規模割 定員1人につき	50 円
歩合額	収納 1件につき	500 円

2 基本額は、均等割の単価と平成 27 年4月1日現在の定員の数に定員1人当たりの 単価を乗じた額の合計とする。

(後略)

なお、民間保育所保育料納付推進事業実施要綱別表においても上記と同様の算出 方法が定められている。

当該委託契約に関して、平成 27 年度における各民間保育園における未納件数、収納件数及び収納率は以下のとおりである。

No.	園名	未納件数(注1)	収納件数(注2)	収納率(注3)
1	A保育園	16	190	92.2%
2	B保育園	30	0	0.0%
3	C保育園	55	2	3.5%
4	D保育園	4	0	0.0%
5	E保育園	18	1	5.3%
6	F保育園	29	143	83.1%
7	G保育園	41	0	0.0%
8	H保育園	68	153	69.2%
9	I保育園	10	25	71.4%
10	J保育園	12	0	0.0%

1	I			T
11	K保育園	24	67	73.6%
12	L保育園	17	0	0.0%
13	M保育園	21	3	12.5%
14	N保育園	82	10	10.9%
15	O保育園	19	0	0.0%
16	P保育園	16	2	11.1%
17	Q保育園	12	72	85.7%
18	R保育園	21	42	66.7%
19	S保育園	8	0	0.0%
20	T保育園	44	66	60.0%
21	U保育園	11	0	0.0%
22	V保育園	45	35	43.8%
23	W保育園	18	48	72.7%
24	X保育園	0	38	100.0%
25	Y保育園	116	0	0.0%
26	Z保育園	26	1	3.7%
27	AA保育園	35	1	2.8%
28	AB保育園	37	0	0.0%
29	AC保育園	12	0	0.0%
	合計	847	899	51.5%

(注1)平成27年度決算時における平成27年度分保育料の未納件数

(注2)平成27年度中に委託により収納した平成27年度分保育料の件数

(注3)収納件数÷(未納件数+収納件数)により算出

(出所:こども未来部こども育成課提出資料)

上表のとおり、収納率が0%~100%と委託先間で大きな乖離が生じている。また、現在の委託料算出方法においては、基本額部分があり、収納件数がゼロの委託先に対しても委託料が発生する仕組みとなっている。

委託先に対して当該業務の実施状況の確認を行い、未納件数の多寡や収納率の程度に応じて、必要な指示・監督等を継続的に行うとともに、委託料の算出方法変更の要否を検討することが望ましい。

(2) 特定教育・保育施設業務

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付、その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする子ども・子育て支援法の規定に基づ

き、こども未来部こども育成課は、支給認定保護者に代わり、特定教育・保育施設に対し、支 給認定特定教育・保育に要した費用を支払う給付業務を行っている。

① 私立保育所施設型給付費委託

【監査結果】一指摘一

計上科目について

平成 27 年度歳入歳出決算調書(歳出)に計上されている委託料金額と各保育園との契約額及び管外の保育所との契約額を集計した金額との間に以下のとおり差異が生じていた。

内容	金額(千円)
平成 27 年度歳入歳出決算調書 (目)児童措置費(節)委託料	2,869,366
委託契約額集計結果	2,869,483
差異額	117

当該差異は、管外の保育所との委託契約のうち、1つの契約に係る支出が委託料から ではなく、負担金補助及び交付金から支出されていることによるものである。

歳出の内訳を適切に把握・管理するため、取引形態に応じて正確な科目で処理する 必要がある。

2 教育部学校支援課

(1) 学校管理業務(小・中学校)

教育部学校支援課では、学校の予算配当・執行、学校への寄附採納、学校の備品・樹木・ 浄化槽等や用地・校舎及び付帯施設の維持管理に関する業務などを担当している。

① 小・中学校電気工作物点検業務

【監査結果】一意見一

契約業者の選定方法について

市は、小・中学校電気工作物点検業務について、随意契約により契約業者と契約している。

随意契約を採用した理由として、「学校施設は災害発生時には避難場所としての機能を十分に果たすことが求められていること」、「下関市を営業エリアとし緊急時や勤務時間外においても早急に対応できる体制を整えておく必要があること」を挙げている。確かに、当該業務は小中学校で実施されるもので、いつ避難場所となっても良いように平時から点検の実施が必要で、事故が発生した場合や、発生するおそれがある場合には、応急措置の指導をするなど、高い専門性と早急に対応できる体制が必要となる。しかし、上記の条件を満たし、過去の実績等から業務の実施に関して十分な信頼性を持つと判断できる業者が、契約相手先以外に下関市内にあるのであれば、少なくとも指名競争入札とすることも可能であったと考えられる。

そのため、当該業務について、少なくとも指名競争入札とできる可能性がないかどうか の検討も含め、随意契約とすることの妥当性について再考することが望ましいと考える。

【監査結果】一指摘一

随意契約チェックリスト(業務委託)について

平成 24 年3月 22 日付(下)契第 271 号下関市業務委託入札契約事務審査委員会委員長通知「業務委託に係るチェックシートの策定並びに取り組みの推進について」において、業務委託を行う場合で、契約方法が指名競争入札又は随意契約のときは該当するチェックリストにて契約方法の確認を行い、結果を執行伺と共に回議することとされているが、当該業務の契約については、随意契約チェックリストが作成されていなかった。

業務委託に係るチェックシートの策定の趣旨は、各課所室において、随意契約や指名 競争入札を行う際、過去の慣習等にとらわれることなく、法令に照らし適切に契約事務を 行おうとしているかをチェックすることにより、契約方法の適切化に役立てることにある。

法令に従い適正な契約事務を執行するため、該当する場合には、上記通知に従って 随意契約チェックリストにて契約方法の確認を行う必要がある。

② 小・中学校・旧幼稚園消防設備等点検業務

【監査結果】一意見一

契約業者の選定方法について

市は、小・中学校・旧幼稚園消防設備等点検業務について、指名競争入札により契約業者を選定している。

指名競争入札を採用した理由として、「登録業者のうち、本社、支社又は営業所が市内にある業者であること」、「消防用設備等点検に関する業務の実績があること」、及び「緊急時に即対応できる業者である必要があること」を挙げているが、この理由からは指名競争入札ではなく、条件付き一般競争入札とすることも可能であったと考えられる。

指名競争入札は、指名業者の選定に当たり、発注者の恣意性が介入するおそれがあることなどから、可能な限り一般競争入札とする必要があり、指名競争入札とすべきかどうか再考する必要があると考えられる。

③ し尿浄化槽維持管理業務

【監査結果】一意見一

契約業者の選定方法について

市は、し尿浄化槽維持管理業務について、指名競争入札により契約業者を選定している。

指名競争入札を採用した理由として、「専門の技術を要すること」を挙げているが、この 理由のみでは指名競争入札ではなく、条件付き一般競争入札とすることも可能と考えら れる。 し尿浄化槽の維持管理は、清掃と、それにより抜き取った一般廃棄物たる浄化槽汚泥の収集運搬及び保守点検を行うものであるが、このうち、一般廃棄物の処理については、平成26年10月8日付け環廃対発第1410081号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について(通知)」で明らかなように、市に統括的責任があることから、一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、市は業の許可の適正な運用を行うとともに、市が排出する一般廃棄物の収集運搬及びこれと密接に関連する清掃等の業務の委託について、「下関市浄化槽維持管理業務共同企業体取扱要綱」を定め、これに基づき、所要の許可等を有し、これらの業務をすべて適正に実施することができる複数の事業者の間で結成された共同企業体により、し尿浄化槽維持管理業務委託を行うこととしている。

したがって、これらの趣旨を踏まえると、指名競争入札とした理由として、「この業務は 専門の技術を要し、一般競争入札に適さないため」のみでは不十分であり、地方自治法 施行令第167条第1号に基づき、個別具体的に記載すべきと考えられる。

【監査結果】一指摘一

指名競争入札チェックリスト(業務委託)について

平成 24 年3月 22 日付(下)契第 271 号下関市業務委託入札契約事務審査委員会委員長通知「業務委託に係るチェックシートの策定並びに取り組みの推進について」において、業務委託を行う場合で、契約方法が指名競争入札又は随意契約のときは該当するチェックリストにて契約方法の確認を行い、結果を執行何と共に回議することとされているが、当該業務の契約については、指名競争入札チェックリストが作成されていなかった。

業務委託に係るチェックシートの策定の趣旨は、各課所室において、随意契約や指名競争入札を行う際、過去の慣習等にとらわれることなく、法令に照らし適切に契約事務を行おうとしているかをチェックすることにより、契約方法の適切化に役立てることにある。

法令に従い適正な契約事務を執行するため、該当する場合には、上記通知に従って 指名競争入札チェックリストにて契約方法の確認を行う必要がある。

④ 機械警備業務

【監査結果】一意見一

契約単位の設定について

機械警備業務の委託契約は、菊川・豊田・豊北教育支所管内小学校の機械警備業務委託のほか各小・中学校単位で行われている。これは、地元中小企業等も入札可能となるよう契約単位を小さくしているものと伺っているが、結果として委託先は限定的となっている。

平成 27 年度における機械警備業務の契約数は 50 を超えており、いずれも契約内容は同様であるが、契約毎に手続を行う必要があるため、業務の効率性が損なわれている

おそれがある。また、契約単位を見直すことにより、委託料の縮減につながる可能性もあると考えられる。

したがって、業務の効率化及び経済性の観点から、地元中小企業等の過去の入札実績等を勘案し、複数の契約をひとつにまとめるなど、契約単位の見直しを行うことが望ましいと考える。

⑤ 川中中学校エレベーター保守点検業務

【監査結果】一指摘一

随意契約チェックリスト(業務委託)について

平成 24 年3月 22 日付(下)契第 271 号下関市業務委託入札契約事務審査委員会委員長通知「業務委託に係るチェックシートの策定並びに取り組みの推進について」において、業務委託を行う場合で、契約方法が指名競争入札又は随意契約のときは該当するチェックリストにて契約方法の確認を行い、結果を執行何と共に回議することとされているが、当該業務の契約については、随意契約チェックリストが作成されていなかった。

業務委託に係るチェックシートの策定の趣旨は、各課所室において、随意契約や指名 競争入札を行う際、過去の慣習等にとらわれることなく、法令に照らし適切に契約事務を 行おうとしているかをチェックすることにより、契約方法の適切化に役立てることにある。

法令に従い適正な契約事務を執行するため、該当する場合には、上記通知に従って 随意契約チェックリストにて契約方法の確認を行う必要がある。

⑥ 川中中学校校舎環境衛生管理業務

【監査結果】一意見一

契約業者の選定方法について

市は、川中中学校校舎環境衛生管理業務について、指名競争入札により契約業者を 選定している。

指名競争入札を採用した理由として、「専門の技術を要すること」を挙げているが、この 理由からは指名競争入札ではなく、条件付き一般競争入札とすることも可能であったと 考えられる。

指名競争入札は、指名業者の選定に当たり、発注者の恣意性が介入するおそれがあることなどから、可能な限り一般競争入札とする必要があり、指名競争入札とすべきかどうか再考する必要があると考えられる。

【監査結果】一意見一

予定価格の算定について

当該委託業務に関する予定価格は、前年度に当該業務を受託した業者1社から見積 書を入手し、当該見積金額にその他費用を加味することで算定されている。実際の入札 者の中には、見積書を市に提示した業者も含まれているため、見積書を発行した業者が 落札する可能性が高くなっている。

下関市契約規則には、予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易度、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないと規定されている。具体的な算定方法についての定めはないが、予定価格の算出は、競争の公正性を確保するために重要な意義を有するものであるため、複数業者より見積書を入手する等予定価格の算定について検討することが望ましいと考える。

⑦ 豊北中学校エレベーター保守点検業務

【監査結果】一意見一

契約形態の検討について

エレベーターの保守点検業務の契約には、POG(パーツ・オイル・グリース)契約とフルメンテナンス契約がある。POG 契約は定期的な点検、注油、少額の消耗品の補充・交換を行うものであり、フルメンテナンス契約は POG 契約に加え、計画的に機械部品、電気部品の交換を行い機能の維持を最大限達成する契約である。いずれの契約を選択するかは、エレベーターの経年劣化の状況、利用頻度、緊急度などを考慮して決定する必要があると考えられるが、市においては安全性と経済性の両面から検討を加えた結果、安全性を優先的に考慮し、フルメンテナンス契約により保守点検業務を委託している。

エレベーターの保守点検業務の契約の選択について、市は POG 契約とフルメンテナンス契約のそれぞれのメリット・デメリットを検証しメンテナンスの採用基準を設け、各施設所管課が適切な保守管理方法を選択できるよう、平成 29 年 1 月 12 日に「エレベーター保守点検手法について」((下)管第 1671 号総務部長通知)が通知され、当該通知の「エレベーター保守点検手法の選択における指針」において、費用削減の面から可能な限り POG 契約が推奨されている。

したがって、今後、エレベーターの保守点検業務の契約を締結するに当たっては、当該通知の趣旨を鑑み、POG 契約とフルメンテナンス契約の選択検討を慎重に行うことが望まれる。

(2) 耐震補強事業(小·中学校)

当事業は、旧耐震基準で建設された Is 値(地震力に対する建物の強度・靱性を考慮し算出される構造耐震指標)0.7 未満の校舎・屋内運動場の適切な耐震化、大規模空間を有する校舎の非構造部材の耐震化をすることを目的とする。

「第2次下関市総合計画」において、子どもたちが、安全な環境の中で安心して学び、様々な体験活動を通して成長し、社会で活躍できるよう、すべての学校において質の高い教育環境を確保することが求められているとされ、老朽化が著しい施設については大規模な改修を検討する必要があること、施設・設備の老朽化が著しい給食施設については集約化や公会計化、民間委託化を図る必要があるとしている。

平成27年度においては、「下関市立小・中学校耐震化計画」(平成19年3月策定)に基づいて、補強計画策定8棟、実施設計31棟の業務委託と耐震補強工事29棟を実施し、耐震化率は89.8%となっている。その他、緊急の対策が必要な大規模空間を有する11棟の屋内運動場の吊り天井等の非構造部材の耐震化を進めるための実施設計業務委託を行っている。

【監査結果】一意見一

学校給食施設の耐震化について

市は、耐震化に優先して取り組んでいるが、以下のとおり耐震診断未了の建物、及び耐震診断は実施しているが耐震補強工事未完了の建物も存在している。

		他しているが 順 長 相 3	建築年月	各業務実績(年度)		(++
No	学校名	建物名		診断	結果Is値	備考
1	A小学校	給食室	S57年3月	未実施	_	
2	B小学校	普通•特別•管理棟	S12年1月	H23	0.7 未満	統廃合(注)
3	C小学校	給食室	S53 年 12 月	未実施	_	統廃合(注)
4	D小学校	特別•普通棟	S30年3月	H23	0.7 未満	統廃合(注)
5	E小学校	普通•特別棟	S34年3月	H23	0.7 未満	統廃合(注)
6	F小学校	特別•管理棟	S33年3月	H23	0.7 未満	統廃合(注)
7	G小学校	給食室	S52年3月	未実施	_	
8	H小学校	普通•特別•管理棟	S28年3月	H23	0.7 未満	統廃合(注)
9	I小学校	普通•特別棟	S31年3月	H24	0.7 未満	統廃合(注)
10	J小学校	給食室	S53年3月	未実施	_	
11	K小学校	給食室	S51年3月	未実施	_	
12	L小学校	給食室	S54年9月	未実施	_	
13	M小学校	給食室	S50年3月	未実施	_	
14	N小学校	普通·管理·特別棟	S55 年 3 月	H23	0.7 未満	統廃合(注)
15	O小学校	給食室	S42年3月	未実施	_	
16	P小学校	給食室	S52年3月	未実施	_	
17	Q小学校	給食室	S54年3月	未実施	_	
18	R小学校	給食室	S56年3月	未実施	_	
19	S小学校	管理•普通棟	S31年3月	H23	0.7 未満	統廃合(注)
20	T小学校	管理•特別棟	S47年3月	H20	0.7 未満	統廃合(注)
21	U中学校	普通棟	S35 年 3 月	H23	0.7 未満	統廃合(注)
22	V中学校	普通棟	S36年3月	H23	0.7 未満	統廃合(注)
23	W中学校	普通棟	S47年12月	H23	0.7 未満	統廃合(注)

24	X中学校	特別•管理棟	S49年6月	H21	0.7 未満	統廃合(注)
25	Y中学校	給食室	S53年8月	未実施		

(注)「下関市学校適正規模・適正配置基本計画(平成27年8月)」において統廃合対象となっている学校

(出所:教育部学校支援課提出資料)

「下関市立学校適正規模・適正配置基本計画」(以下、本意見において「基本計画」という)における統廃合対象校については、耐震性の指標とするIs値が 0.7 未満であり、また、給食室については、耐震診断未了となっている。

基本計画による統廃合対象校は統合が進められるため、耐震補強工事の対象外とされている。また、給食室については、現在学校給食施設の再編整備が検討されていることから、耐震診断が行われていない。なお、これらの計画において、対象棟が存続するよう計画が変更された場合は、耐震診断や耐震補強工事を行うこととしている。

しかし、統廃合計画や再編整備計画があるため耐震化が未了という現状においても、 上記建物を児童・生徒が使用する可能性があり、その安全性が懸念される。

耐震補強工事未完了の統廃合対象校については、基本計画に従い統廃合を進め、 学校給食施設の再編整備については、再編整備の検討主体である教育部学校保健給 食課と学校の用地・校舎・附帯施設の維持管理を担当する学校支援課双方で確認しな がら早期に方針決定を目指すとともに、児童・生徒の使用可能性等を勘案し、安全性の 観点から早期に耐震診断を行い、耐震補強工事の要否について再度検討することが必 要と考える。

3 都市整備部公園緑地課

(1) 公園游器具等安全点検業務

国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)(平成26年6月)」(以下、「指針」という)によると、遊具の安全確保に当たり、リスクを適切に管理し、ハザードの除去に努めることが求められている。そして、遊具の構造や劣化などを要因とする物的ハザードを発見し、適切な措置を講ずるために、初期点検、日常点検、定期点検、精密点検を定め、安全点検で発見された物的ハザードに迅速かつ適切に対処する必要があり、定期点検の頻度は年1回以上とされている。

都市整備部公園緑地課では、専門業者への委託により年4回の定期点検を実施している。 平成28年2月に実施された定期点検で使用禁止と判定された遊具は以下のとおりである。

	地区	公園名	施設名	使用禁止開始		
1	彦島地区	荒田広場	滑り台	平成27年5月点検		
2	彦島地区	塩谷公園	4連ブランコ	平成 27 年 5 月点検		
3	彦島地区	杉田南公園	2連ブランコ	平成 27 年 5 月点検		
4	彦島地区	彦島地区公園	砂場遊具	平成 26 年 11 月点検		

図表3-VI-3-1 使用禁止公園游具一覧(平成28年2月定期点檢)

			(ボード、タイヤ)	
5	彦島地区	彦島地区公園	石コンビネーション (ネット)	平成 27 年 8 月点検
6	旧市内地区	椋野町タウン児童公園	木コンビネーション (踊り場)	平成 27 年 8 月点検
7	旧市内地区	椋野鳥越第2公園	2連ブランコ	平成 27 年 8 月点検
8	旧市内地区	下関運動公園	木コンビネーション (ネット)	平成 27 年 8 月点検
9	旧市内地区	一里山公園	コンビネーション (木部)	平成 27 年 11 月点検
10	川中地区	綾羅木タウン公園	滑り台	平成 27 年 5 月点検
11)	川中地区	熊野1号児童公園	スプリング(ウサギ)	平成 27 年 8 月点検
12	川中地区	中尾公園	4連ブランコ	平成 27 年 8 月点検
13	長府地区	さつきヶ丘第2児童公園	1連スイング	平成 27 年 8 月点検
14)	長府地区	中六波町第1公園	石滑り台(踊り場)	平成 27 年 8 月点検
15	山陽地区	乃木浜総合公園	コンビネーショントン ネル(パイプ半円)	平成 28 年 2 月点検

(上表には主として子どもの利用に供する遊具を記載しており、東屋や水銀灯等は対象外としている。)

(出所:平成28年2月分公園遊器具等安全点検業務に係る遊器具水銀灯安全点検表)

【監査結果】一意見一

使用禁止遊具について

平成 28 年 11 月に実施した視察の結果、依然として使用禁止とされていた遊具が8施設あり、市に補修予定時期を確認したところ、平成 28 年度中または平成 29 年度中に補修する予定とのことであった。これらをまとめると、以下のとおりである。

図表3-VI-3-2 使用禁止公園遊具補修予定

	公園·施設名	使用禁止開始	補修等予定年度
1	荒田広場	平成 27 年 5 月点検	平成 28 年度中又は
	滑り台	平成 21 午 5 月 点侠	平成 29 年度中 (※)
(5)	彦島地区公園	平成 27 年 8 月点検	平成 29 年度中
	石コンビネーション(ネット)	平成 21 年 8 月 点侠	
6	椋野町タウン児童公園	平成 27 年 8 月点検	平成 28 年度中
	木コンビネーション(踊り場)	平成21年0月点快	
9	一里山公園	平成 27 年 11 月点検	平成 28 年度中又は
	コンビネーション(木部)		平成 29 年度中 (※)

10	綾羅木タウン公園	亚比 97 年 5 日 占 炒	平成 28 年度中又は
	滑り台	平成 27 年 5 月点検 	平成 29 年度中 (※)
(1)	熊野1号児童公園	平成 27 年 8 月点検	平成 28 年度中
	スプリング(ウサギ)	平成21年0月总恢	
12	中尾公園	平成 27 年 8 月点検	平成 28 年度中又は
	4連ブランコ	一十八八十八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八	平成 29 年度中 (※)
14)	中六波町第1公園	平成 27 年 8 月点検	平成 28 年度中又は
	石滑り台(踊り場)	一十八八十八月八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八	平成 29 年度中 (※)

(※)予算の関係により未確定

「指針」では、重大な事故につながる恐れがある物的ハザードが認められた場合には、 直ちに遊具の一部又は全体の使用中止の措置を講ずるとともに、補修、改良、移設、更 新、撤去などの方針を迅速に定めて実施することとされている。しかし、上表の8施設で は使用中止の措置は講じられていたが、平成28年11月時点において、補修等の実施 が長期間行われていない。

「指針」で示されているとおり、公園は子どもの成長にとって必要不可欠な遊びの場を 提供し、遊具は多様な遊びの機会を提供するものである。したがって、遊具が使用禁止 になることは子どもの成長の機会を奪うことにつながるため、使用禁止期間は可能な限り 短いことが望ましい。上表の補修予定では、使用禁止期間が長いもので2年以上となる 可能性があり、早急に対処することが望ましい。

また、使用禁止とされた遊具について、「指針」では、立入り防止柵の設置や、可動部分の結束又は取り外し、遊具全体をシートで覆う等により、当該遊具を使用することができないようにし、併せて使用中止の旨を掲示し注意を喚起することとされている。上表の8施設について、視察時に市の対応等を確認した結果、使用中止とされた遊具はすべて使用できないようにするための措置が講じられていた。ただし、「指針」では、事故防止のための措置が、結果として予期しない遊びを生じさせ、事故を発生させるおそれがあるとしている。したがって、使用中止の措置を講じた遊具の利用という人的ハザードを取り除くため、特に使用できないようにシートで覆う等の対応が不十分であるため、子どもが使用しようと思えば使用できる状態にある⑤、⑨の2施設については、確実に使用することができないように追加で措置を講ずることが望ましい。

【監査結果】一意見一

公園の地域ニーズの把握について

市は、都市公園の整備に関し、「下関市公園施設長寿命化計画(平成27年3月)」を定め、老朽化した公園施設について、適切な維持保全管理による予防保全型管理を行うことで施設の長寿命化を図り、併せてライフサイクルコスト縮減を目指している。

この予防保全型管理を行うに当たり、施設の更新を伴う修繕については、公園の利用

状況の変化、利用者の要望など地域の実情に沿った公園機能の転換を含めた検討を実施するとしている。そこで、自治会や地域ごとの利用者によるニーズを踏まえるため、地元の意見集約を行った自治会長や子ども会会長と協議を行っているが、公園整備等に関する個別のアンケート調査等は行っておらず、自治会任せとなっている。

自治会については、自治会に加入している住民の高齢化や若年世代の自治会への不参加等が社会的に問題となっており、自治会への加入率減少や加入する自治会との繋がりが希薄化している。市でも、都市化や価値観の多様化、生活圏の拡大等により自治会加入率の低下や活動参加者の減少が認識されている(「下関市における地域内分権の推進方向(平成25年8月)」より)。このような中では、日常的に公園を利用している子育て世代の意見を自治会がすべて把握することに限界があり、意見集約を自治会任せとすることで、公園に対する地域のニーズを適切に把握できない可能性が高まるといえる。

身近な公園の充実を図り、子どもと子育て家庭に配慮したまちづくりを行うためには、 子育て世帯からの意見を広く積極的に募集する必要がある。このためには、自治会の機能も尊重しつつ、子育て世帯と接触することの多い教育・保育施設や小児科医療機関等と連携するなど、幅広い意見を募集して地域ニーズを把握することが望ましい。

以上